

辰野町まちづくり委員会設置要綱

平成18年7月5日
告示第11号

(設置)

第1条 住民の積極的な参画による協働を基軸としたまちづくりを進めるため、辰野町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりに関する研究を行う。
- (2) 町の施策等まちづくりに関する意見・提言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、辰野町住民でまちづくりに意欲のある者及び町内の有識者の中から町長が委嘱する。
- 3 委員のうち若干名を公募し、応募者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 委員会に正副委員長を置く。

- 2 正副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 副委員長は、委員長に事故ある時にその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。